

事務連絡
平成28年2月5日

仮施設整備事業 関係市町村 担当各位

中小企業庁参事官室
中小機構震災復興支援部

「仮施設有効活用等助成事業」の助成期間の延長について

1. 背景

中小機構が整備した仮施設について、嵩上げ工事や土地所有者等の事情により、完成後5年以内に、やむを得ず撤去せざるを得なくなった仮施設に対して、移設費、撤去費等を中小機構が助成する「仮施設有効活用等助成事業」を平成26年度に創設し、実施してきております。

今般、嵩上げ工事や土地区画整理事業等の復興関連事業の遅れや、原発災害による避難が長引く状況となっていることから、完成5年経過後も利用せざるを得ない仮施設が想定より多くなるという状況が顕在化しています。

このような状況を受け、被災地の復興推進のため、完成後5年を超える仮施設についても、一定の要件のもと助成対象とすることと致します。

関係市町村におかれましては、本助成制度の効果的な活用等により、仮施設の今後のあり方について、具体的な検討に取り組まれるようお願い致します。

2. 要件緩和の内容

完成後5年以上経過した仮施設についても、以下の要件を満たすと中小機構が認めた場合は、「移設助成」又は「撤去助成」の対象とします。

前提条件：中小機構が整備し、現に市町村が所有している仮施設

要件1：以下のいずれかの場合により、仮施設を継続して利用したいが、移設又は撤去を行う仮施設

- i) 行政機関が行う嵩上げ工事等の復興関連事業により、やむを得ず移設又は撤去を行う場合。
- ii) 入居者が本設化したいものの、事情により入居を余儀なくされている仮施設であって、仮施設の敷地の土地所有者等の復興推進のための土地活用等の理由によりやむを得ず当該仮施設の継続ができない場合。
- iii) 復興推進のために、仮施設の集約化が必要とされる仮施設の移設又は撤去を行う場合。ただし、5事業者以上を移動させる場合に限る。(※新規)

なお、ii) の場合においては、仮施設の土地所有者等のみが仮施設に継続して入居している場合は除く。

要件2：福島原子力災害による避難区域市町村の被災事業者が入居する仮施設の移設又は撤去については、上記の要件1に関わらず、助成対象とする（原災12市町村特例）。

3. 助成期間について

本事業の助成期間については、当面、平成30年度末までに完了するものについて実施するものとします（事業実施主体である中小機構の第三期中期目標期間が平成30年度で終了するため）。

なお、予算が終了した場合、それ以前に事業が終了する場合があります。

(以 上)

■ 問い合わせ先

中小企業基盤整備機構 震災復興支援部

藤田、田嶋、長滝

Tel : 03-5470-1565